

●保留地台帳（閲覧・謄写・記載事項証明）申請書の記載について

① 表題

「（閲覧・謄写・記載事項証明）」は該当するものを○で囲んでください。

※窓口で直接来られない方は、記載事項証明のみの受付となります。

閲覧は無料です。

謄写は、手書きによる写しの作成の場合は無料ですが、複写機による写しの作成の場合は、当該写しの作成に係る実費を負担していただきます。

※複写機は、都南分庁舎1階の都南総合支所地域支援係（6番窓口）にあります。

記載事項証明の場合、手数料として証明書1部につき300円の盛岡市収入証紙が必要です。

※証紙は、会計課並びに市民登録課松園連絡所及び盛岡市役所市民登録課盛岡駅西口サービスセンター、支所及び出張所並びに玉山総合事務所税務住民課で購入できます。

※郵送にて記載事項証明の申請をする際、申請者の方が盛岡市外にお住まいである場合等、証紙の購入が難しい場合は、郵便局発行の定額小為替（証明書1部につき300円）を同封してください（貼付はしないでください）。また、証明書の返信用封筒（返信用切手を添付したもの）も併せて同封してください。

② 日付

申請書を窓口で提出する日を記入してください（郵送の場合は投函日の日付）。

③ 地区名

申請する保留地の地区名を記入してください。

④ 申請者住所・氏名等

申請される方の住所・氏名・電話番号を自署してください。

⑤ 本文

「（閲覧・謄写・記載事項証明）」は該当するものを○で囲んでください。

⑥ 利害関係人（申請者）の種類

該当する番号を○で囲んでください。

申請者は原則として、保留地売買契約者又は保留地に係る権利の譲渡を承認された者となります。

※(2)に該当する場合、保留地契約者からの委任状を添付してください。また、代理人が申請する場合も委任状を添付してください。なお、委任状には押印を要します。

⑦ 目的

該当するものを○で囲み、下の記入欄に申請の目的を記入してください。

⑧ 部数

記載事項証明の場合は、必要部数を記入してください（閲覧・謄写の場合は不要）。

⑨ 申請保留地

保留地の地区名（都南中央第三地区・道明地区・太田地区）及び土地の表示（保留地番号・保留地の所在・地積）を記入してください（保留地売買契約書に記載されておりますので、御確認下さい）。

⑩ 証紙貼付欄

記載事項証明の申請をする場合は、盛岡市収入証紙を貼付してください。

●申請書の提出先・・・各地区の区画整理事業担当課となります。

都南中央第三地区・道明地区	盛岡南整備課
太田地区	市街地整備課